

デイサービスキムラ 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 有限会社ライフサポートキムラが開設するデイサービスキムラ（以下「事業所」という）が行う指定通所介護（介護予防）の事業・第 1 号通所事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、サービスを提供することによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の生活相談員その他の常業者（以下「生活相談員等」という）は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
 - 3 前項に規定するサービスは、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものでなければならない。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスキムラ
- (2) 所在地 阿南市津乃峰町長浜 197-1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1～4 名
- (3) 看護師又は准看護師 1～3 名
- (4) 介護職員 3 名以上
- (5) 機能訓練指導員 1 名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 事務職員その他

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。 但し、12月31日から1月2日は、除く。
また、事業所の都合により、休業する場合がある。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00までとする。

第6条 事業所の利用定員は38名とし、これを超えて指定通所介護（介護予防）第1号通所事業の提供を行ってはならない。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護（介護予防）第1号通所事業の内容は次の通りとする。

- (1) 送迎
- (2) 生活指導・相談援助
- (3) 機能訓練
- (4) 介護、入浴介護
- (5) 給食
- (6) 介護方法の指導
- (7) 健康状態の確認
- (8) その他必要と認められるサービス

(指定通所介護の利用料その他必要な費用の額)

第8条 指定通所介護（介護予防）第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準及び、阿南市が定めたものとし、当該指定通所介護・第1号通所事業が法定代理受領サービスである場合は、その1割～3割の額とする。

- 2 前項に定める額のほか、次に定める費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎の費用
 - (2) 食材料費
 - (3) おむつ代
 - (4) その他利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前項に規定する費用の額に係るサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の地域の実施地域は、阿南市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護（介護予防）第1号通所事業の利用に当たっては次の点に留意することとし、適切な利用に努めなければならない。

- (1) 火気の取り扱いは十分注意することとし、所定の場所以外では喫煙を控えること。
- (2) 事業所内の機器の使用に当たっては、常に適正な使用に努めること。
- (3) その他、他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障をきすような行為は厳に慎むこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 生活相談員等は、指定通所介護（介護予防）第1号通所事業の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項に規定する手当て等を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画等を作成させるほか、避難、救出訓練等を実施するなど、対策に万全を期さなければならない。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(虐待の防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条 事業者は生活相談員等の質的向上を図るため、研修機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用時から 6 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回
- 2 生活相談員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、有限会社ライフサポートキムラと事業所の管理者との協議により定めるものとする。

付則 この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 6 月 16 日から実施する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 5 年 12 月日から実施する。